

●▲ みねのぶ



無人ヘリコプターで小麦雪腐病防除薬剤散布
(平成26年11月5日/山根勝秀さん圃場)

■発行日/平成26年12月1日/No.1 352号

■発行/峰延農業協同組合

〒079-0192 美唄市字峰延37番地

Tel 0126(67)2111 Fax 0126(67)2793

ホームページアドレス <http://www.ja-minenobu.or.jp/>

■編集/総務課 ■印刷/空知印刷株式会社

**J A 女性部が女性セミナー開催
布ぞうり作り講習**

10月27日、J A みねのぶ女性部（吉村俊子部長）は、女性セミナーを開催し11名の部員が参加して布ぞうり作りを講習しました。

8月に事前に光珠内の岡まさ子さんから作り方の指導を受けた吉村俊子さんと新谷俊子さんが講師となり参加者に作業手順などの説明を行いました。使い古しのシーツや布団カバーを使って作る布ぞうりは、不要になった布をリサイクルして利用することができ、フロアリングを歩けば床掃除にもなり布なのでそのまま洗濯することも出来ます。また、網目のデコボコ



が足裏のツボを刺激するので履きながらにして足ツボマッサージにもなります。両足を同じ形になるように気を付けながら、おしゃべりしながら楽しく作業することができました。

11月臨時理事会の開催について

11月14日開催の臨時理事会において次の事項が決定されました。

◇付議事項◇

1. 理事に対する平成26年度クミカン取引貸越極度額等の変更について

**第10回（11月定例）
理事会の開催について**

11月27日開催の第10回（11月定例）理事会において次の事項が決定されました。

◇付議事項◇

1. 玄米ばら施設の色彩選別機増設について
2. 平成27年度役員報酬の諮問について
3. 持分の譲渡について
4. 平成26年度経営所得安定対策畑作物の直接支払交付金数量払（大豆）の立替払について
5. 理事に対する資金の貸付につ

- いて
6. 平成26年販売代金等の収入減少による資金対応（クミカン整理）について

第3回自治監査終わる

本年10月末日を基準日とする第3回自治監査が11月19日から21日までの日程で、浅香代表監事以下3名の監事により執行されました。本年度事業の第3四半期における事業進捗状況及び会計処理等について精力的に監査を行い、最終日に常勤理事、各課長に対して監査講評が行われ、指摘事項については後日理事会において改善内容を審議のうえ監事に回答することになります。

— 報 徳 —

「まず心田の荒蕪を開く」

翁の言葉に、私の生涯の仕事は、すべて荒蕪を開くのを務めとしてきた。その荒蕪には幾つかの種類がある。まず、田畑の

の荒地だ。借財が多くて持ち高を利息に取られ、持ち高はあってもないものと同然のものがある。これは国家のためには生地で、その

人のためには荒地だ。また、土地がやせた粗田で公租と村費だけの収穫はあるが、耕作者に利益のない田畑がある。これはお上のためには生地で、下の者には荒地だ。また身体強壮なのに遊惰に日を送る者がある。これは自他のために荒地だ。また資産もあり財力もありながら国家のためになることをせず、いたずらに驕奢にふけて財宝を費やすのがある。これは世の中で大きな荒蕪だ。なおまた、知恵も才能も遊芸を事として、琴三味線や碁将棋・書画などをもてあそんで、世のためを思わずに生涯を送る者もある。これも世の中の荒蕪だ。これら数種の荒蕪は、その元は心田の荒蕪から発するものだから、我が道はまず心田の荒蕪を開くのを先務としなければならぬ。心田の荒蕪を開いてのち田畑の荒蕪に及んで、この数種の荒蕪を開いて、熟田としたならば、国の富強は手のひらをめぐらすように容易であろう。（続 二四）

心田開発：何事を成し遂げるにも、まず本人のやる気を起こさせることが始まりであり、それによって一人一人が自立できる基盤を育成することが出来る。

『農協法公布記念日にあたって』
 ～平成26年11月19日～



北海道農業協同組合中央会
 会長 飛田 稔章

昭和22年11月19日に農業協同組合法（農協法）が制定され、今年で67年目を迎えました。

戦後の混乱期を背景とした中で、農業者の協同組織の発達を通じ、農業生産力の増進と農業者の経済的・社会的地位の向上をはかり、国民経済の発展に寄与することを目的として、農協法が制定され農協が設立しました。

言うまでもなく、農協は「農民による農民のための組織」として発足いたしました。協同組合原則に掲げる「自主・自立」「民主的運営」の基本に立った中で、相互扶助の精神のもと、農協を抛り所として幾多の困難な課題を乗り越え、組合員の経営と生活の安定並びにより良い地域社会の構築に向けた事業展開を行いながら、今日に至っています。

また、農協法は、時代の変化に即して必要な改正を重ねておりますが、農協の組織・事業を運営する基本法として、重要な位置づけ・役割を担っています。

このような経過の中、現在、規制改革の名のもと、農協組織改革に関し、各般にわたる論議がなされておりますが、農協法公布記念日を契機に、改めて農協が果たす社会的意義と役割について思いを合せ、共通認識を深める必要があります。

かかる状況のもと、JAグループ北海道はその時々々の国の農業政策を実践してきたという自負のもと、これまでの事業を再評価し、改めて組合員の皆様の多様な意見を把握するべく組織討議を実施いたしました。

これらの取組みをもとに、今般「JAグループ北海道改革プランー実行計画指針ー」としてとりまとめ、今後、その内容を踏まえ、JA・連合会・中央会は具体的な事業展開をはかることとしてまいります。

「組合員の所得向上を通じた持続可能な本道農業の実現」と「農村地域の活性化を通じた豊かな地

域社会の実現」をはかるべく、改めてJAグループが総力を結集し、国民各層の理解と共感を得ながら、改革プランにもとづく事業展開を積極的に推進していくことが重要であります。

新たな動きとして、先般、傘下組合員10億人から成る国際協同組合同盟（ICA）が農協改革に関する声明をまとめました。

声明では、「2014年が国連の国際家族農業年として定められている中、今般の日本政府の農協組織改革案は、農家による協同組織の結束と繁栄を脅かすものである」旨の懸念が示されております。

日本の農協組織に対して、国際的な組織から力強いメッセージが発信されており、自らの組織は自らの意志で運営し発展させていくという信念と覚悟が肝要であるとの思いを新たにするものであります。

一方、日本の将来に関する重要課題であるTPP交渉については、依然として十分な情報開示がなされていない中、各段階の交渉が進められております。

今後の動向は不透明かつ予断を許さない情勢にありますが、農畜

産物の関税撤廃のみならず、ルール改定や規制撤廃を通じ、国民生活に大きな影響を及ぼしかねない危険な交渉であるとの認識に立ち、改めて国会決議の順守を強く求めるとともに、国民理解の醸成に向けた活動を展開していく所存です。

農業・JAをとりまく情勢は、依然として激動しておりますが、我々の先人達も、英知と力を結集し、その時々々の困難な状況を乗り越えてきました。

いつの時代にあつても共通して言えることは、食料は命に直結するものであり、生活に欠かすことができない極めて重要な位置づけにあるということです。

世界的に見ても、将来、人口増加とともに食料需給の逼迫が現実的な問題となつている中、農業というものを競争原理主義一辺倒で捉えるのではなく、それぞれの国・地域における多様な農業の共存をはかり、持続可能な生命産業としてどう発展させていくかという、大局的な視点で捉えることが極めて重要であります。

我々、農業者・JAグループは、農業という生命産業に携わっていると

併せて、農業・JAに対する国民の理解と共感を得る不断の努力を行いながら、先代が長年かけて築きあげてきた本道農業並びに農業協同組合の礎をさらに発展させ、後世にしっかりと継承できるように、共に頑張ろうではありませんか。今後とも、本道農業並びにJAがますます発展することを心より祈念し、農協法公布記念日にあたってのご挨拶といたします。

26年産米作況9月発表と

青死米等、特に北海道多い 変わらず

農水省が10月30日発表した本年産米の10月15日現在の作況指数は、全国が「平年並み」101で前回（9月15日現在）と変わらず、10ヶ当たり予想収量は前回より1kg減少し536kgとなりました。北海道は前回発表の作況指数は108で今回発表では107と1ポイント下がり、10ヶ当たり予想収量は1kg減少し577kgとなりました。作況指数は南空知108、北空知107で前回発表と変わりませんが、10ヶ当たり予想収量は南空知が前回発表570kg、今回発表569kgで1kg減少、北空知が

前回発表598kg、今回発表597kgで1kg減少しました。また、合わせて「青死米等（白死米、着色米、心白・腹白粒も含む）」の発生状況も初めて調査して公表し、本年の発生量は過去5年平均と比べて多いため主食用米として流通する米の量は20万ト程度少なく768〜9万トと見込まれます。登熟しないで精米にならない青死米等の混入割合は全国平均が6・4%で過去平均（日本精米工業会22〜24年調査）と比べ2・1%高く、特に北海道では17・3%となり過去平均より12・1%も高くなりました。

平成27年のカレンダー・手帳進呈

JA峰延では、組合員の皆さまに進呈する平成27年のカレンダーとポケット手帳の配付を農事組合長さんをお願いしています。各農事組合長さんには組合員宅1戸に各1冊ずつの数量の配付をお願いしていますので、この時には1戸で2人以上組合員にご加入いただいている方には行き渡りません。

当初の農事組合長さんの配付で行き渡らない方で、カレンダー、ポケット手帳をご希望の方は誠に恐れ入りますが、当JA2階事務所までお越しいただき総務課等の職員にお申し付け下さいませようお願いいたします。

なお、用意した数量には限りがありますのでお早めに受け取られますようお願いいたします。（総務課）

JA駐車場の夜間・早朝の駐車禁止

当JAをご利用いただくお客さまの駐車場は、本部ビル裏、JR峰延駅周辺、営農部事務所前などにありますが、冬期間はこれらの駐車場の除排雪を行っています。除排雪作業はJAが委託した業者が行っていて、これらの駐車場の除排雪作業はJAの営業時間外に行うため、JAの営業時間終了後から翌日の早朝8時頃にかけて駐車をされますと除排雪作業の支障となりますので、この時間帯の駐車は厳禁といたします。何卒ご理解とご協力をお願いいたします。（総務課）

新年常会は1月6日(火)に開催

平成27年1月の新年常会は6日(火)午前10時からJA三階会議室で開催いたします。

JA役員、農事組合長、青年部長、女性部長、農民協役員の皆さまは定刻までご参集願います。（総務課）

J A みねのぶの平成26年末・平成27年始の営業時間

業務部門	本営	部農	事務	所	左記のうち	ATM	J A 生活店舗	峰延給油所
月日	営精	資米	店	舗	金融・共済業務	(現金自動預払機)		
平成26年12月	29日(月)	9:00~17:00			窓口 9:00~17:00 現金 9:00~16:00 為替 9:00~15:00	9:00~18:00	9:00~18:30 *29日から30分早く開店	8:00~19:00
	30日(火)	"	"	"	"	"	"	"
	31日(水)	休業	休業	休業	休業	休業	9:00~15:00	8:00~13:00
平成27年1月	1日(木・祝)	"	"	"	"	"	休業	休業
	2日(金)	"	"	"	"	"	"	"
	3日(土)	"	"	"	"	"	"	"
	4日(日)	"	"	"	"	9:00~17:00	"	"
	5日(月)	"	"	"	窓口 9:00~17:00 現金 9:00~16:00 為替 9:00~15:00	9:00~18:00	10:00~15:00 【初売り】	8:00~19:00 【初売り】
	6日(火)	9:00~17:00 【新年常会 10:00~】	"	"	"	"	9:30~17:00	8:00~19:00

*1月7日(水)以降は全業務が通常の営業時間となります。

年末年始の営業時間のお知らせ
当JAの年末・年始の営業時間をお知らせします。皆さまのご利用をお待ち申し上げます。

平成26年の営農反省

1. 水稲

(1) 生育経過

26年は融雪こそ遅れたものの、4月の降水が少なかった為、作業は順調に進みました。

播種後は日照が多く、出芽は極めて良好でしたが、一方では高温障害も見られました。移植は平年より2、3日ほど早く始まり、苗質はほぼ平年並となりました。

移植後も比較天候に恵まれ、幼稚形成期は平年より4日ほど早まり、前歴期間及び冷害危険期は概ね高い気温で推移しました。

気温が高く、茎数が非常に多かった為、出穂はバラツキ、品質の低下を招きました。

病害虫の関係では、早い時期にもち病が発見された圃場もありましたが、大きな被害とはなりませんでしたが、しかし、カメムシの発生量が多く、一部被害を受けた圃場も見られました。

最終的な収量は作況指数108（北海道農政務所調べ）でしたが、稔実粒数が多いこともあり、登熟期間の日照不足の影響などを受け、

未熟粒・死米が多く、品質面では極めて不良な年となりました。

2. 27年度に向けての対策

(1) 土が乾燥できる圃場

初期生育の促進には、耕起前に圃場乾燥が必要です。融雪水が停滞する圃場では、土壌が乾くよう表面水の排水に努めてください。

(2) 充実した苗で生育促進

育苗ハウスのビニールは早めにかけて地温を高め、均一な出芽に必要な温度を確保してください。

は種後、育苗箱の設置前に一時保管する場合は、ビニールなどで覆い、土の乾燥を防ぎましょう。苗箱設置後に被覆するシルバーパーリは劣化すると高温になるなど性能が低下するので、3年を目安に交換してください。早生品種の早期異常出穂を避けるため、育苗後半

(2.5葉葉期以降)では25℃以上(18〜20℃程度が最適)の高温管理を避けましょう。

(3) 施肥は初期生育重視で側条施肥を組み合わせ、無理な多肥や施肥ムラを避けましょう。窒素の多肥は低温年で不稔が多く、タンパク値が高くなります。

(4) 細かな水管理と深水できる畦分けつに適した日中25〜30℃の

水温確保のために入水は夜間とし、天気の良い日は浅水・止め水を楽しみましょう。

前歴期間や冷害危険期の低温を乗り切るために必要な20㌦の水深を確保できるよう、畦の補修や整備を計画的に進めましょう。

(5) 発生に応じた病害虫防除を

復元田や防風林際の圃場など、いもち病が発生しやすい圃場では、水面施用剤や箱施用剤による予防防除を実施しましょう。カメムシは基幹防除後も気温が高く経過した場合に追加防除が必要になりますので、予察情報を確認してください。

(6) 登熟期間の土壌水分を確保 登熟後半は玄米品質を低下させない目的で水分を確保します。最低でも出穂後25日頃までは落水せずに土壌水分を確保しましょう。

(7) ケイ酸資材の施用 ケイ酸の吸収は耐冷性を高める効果があります。ケイ酸資材の基肥施用や追肥をしましょう。

3. 秋播き小麥

(1) 生育経過

昨年9月の播種作業は、9月中旬にまとまった降雨の予報があった為、一部の圃場で早めに始まり、

その後、圃場条件が良くなった9月20日以降から本格的に開始されました。播種後の気温は平年並に推移し、根雪前の生育は平年並に進みました。

融雪後は気温、日照ともに平年より高く推移しましたが、5月上旬まで降雨がなかった為、起生期に行った追肥は効果が薄く生育は緩慢となりました。

5月上旬は比較的降雨もあり、生育は回復傾向となりましたが、中旬以降、急激に気温が上昇したため生育が進み、出穂期は4日ほど早くまりました。

開花期より断続的な降雨が続いた為、受粉が順調に行えず、1穂粒数は少なくなりました。

赤カビ病や穂発芽の発生は見られず、小粒傾向でしたが粒張りがあつた為、製品率も高く、タンパク値もほぼ基準内となり、収量もここ数年では多い結果となりました。

(2) 反省

① 近年の土壌分析結果を見ると、管内全般にpHが低くなっている傾向にあります。土壌診断により、適正な土壌改良を実施するとともに、透排水の改善も併せ

て実施し地方の増進を図りました。

② 本年は春先から非常に雨が少なく、追肥の効果が薄い年でした。追肥作業は各生育期節に応じて行うのは大切な事ですが、天気予報を確認し、降雨の前に小麦の生育や葉色を見て、必要とされる窒素を常に供給するよう心がけましょう。

③ 近年、麦稈を搬出して圃場が増えていますが、複数年に渡って麦稈を搬出し続けると事は、有機物と、麦稈に多く含まれるカリが土壌内で不足する可能性があります。後作緑肥や有機質資材の導入と定期的な土壌診断による適正施肥に努めて下さい。

4. 大豆

(1) 生育経過

播種作業は概ね平年並に始まり、すぐ降雨があった事もあり、出芽は良好でした。しかし、一部播種の遅れた圃場では降雨がなく、出芽ムラとなりました。

その後の生育は順調でしたが、高温の影響で莢の伸長が遅れた圃場もあり、最終的な生育は平年に劣りました。

収穫作業は順調に進み、汚粒の

発生は少なくなりましたが、受入水分が極端に低く小粒傾向で、シワ、割れ、マメシンクイガの被害による収量・品質の低下が目立ちました。

(2) 反省

雑草の取りこぼしが目立ってきています。狭畝栽培が増えた事で、カルチ除草ができなくなった事も要因のひとつであると思いますので、除草剤を効果的に使用して、雑草の発生を防ぎましょう。

病害虫の関係では本年もマメシンクイガによる子実食害が見られていますので、防除適期を逃すことなく、複数回の防除を実施しましょう。

また、茎疫病を始めとした連作障害対策として、輪作や圃場観察による適期防除、明暗渠やサブソイラー等による排水対策に心がけましょう。

おくやみ申し上げます

石上 春子さん (83歳) 11月1日
美唄市光珠内町南

税務署からのお知らせ

全ての農業者に記帳・帳簿等の保存が必要

これまで、白色申告者の記帳と帳簿書類の保存制度は、前々年分、あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされてきました。しかし、平成26年1月からは、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方について必要となります(所得税の申告の必要がない方も含みます)。

平成26年1月から始まった記帳・帳簿等の保存制度

●対象となる方

事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。
※所得税の申告がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

●記帳する内容

売り上げ等の収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記帳します。記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記載する等、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

●帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書等の書類を保存する必要があります。

【帳簿書類の保存期間】		
保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記した帳簿(法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類 業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書等の書類	5年